

平成23年11月定例会

請願・陳情文書表

鳥 取 県 議 会

目 次

請 願 の 部

請 願 一 覧 表.....	1
福祉生活病院常任委員会.....	3

陳 情 の 部

陳 情 一 覧 表.....	5
総務教育常任委員会.....	1 1
福祉生活病院常任委員会.....	1 7
企画県土警察常任委員会.....	2 7

請 願 一 覧 表

福祉生活病院常任委員会・請願

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
福 23年- 12 (23.11.18)	福祉保健	受診時定額負担導入反対に関する意見書の提出について	社団法人 鳥取県医師会	

請願一覧表

福祉生活病院常任委員会・請願

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提出者及び紹介議員	審査結果
23 年－ 12 (23.11.18)	福祉保健	受診時定額負担導入反対に関する意見書の提出について ▶請願要旨 東日本大震災の発生から8か月が過ぎたが、復興に向けては未だ道半ばにあると言わざるを得ない状況にある。 このような時こそ、明日の安心を約束する持続可能な社会保障制度を確立していくことは、国家が負うべく当然の責務である。 しかしながら、去る6月30日に、政府・与党社会保障改革検討本部が決定した「社会保障・税一体改革成案」では、社会保障の強化に向けて、医療・介護に相当の資源を投入する方向性を打ち出したものの、その財源は「受診時定額負担制の導入」などにより、患者に求めることとしている。 厚生労働省は9月16日に開催した社会保障審議会医療保険部会で、その具体案として、受診するたびに100円を負担させることを提案しているが、いずれ500円、1000円になっていくおそれがある。 すでにわが国の患者一部負担割合は先進諸国に比べても高い水準にあり、今以上に患者に負担を強いることは、所得の少ないかたには大きな負担となるばかりでなく、特に受診回数が多い高齢者のかた等の受診抑制へとつながり、症状の重篤化など健康被害を招くことも懸念される。 そもそもわが国の医療は、いつでも、どこでも、だれでも同じ医療を受けることができる国民皆保険制度で運営されている。したがって、その財源は本来、保険料や税収に幅広く求めるべきと考える。 また、公的保険である医療が営利産業化されれば、高い収益が見込める自由診療、自由価格の医療市場が拡大し、混合診療の全面解禁を後押しすることにつながる。その結果、公的医療保険の給付範囲が縮小していくなかで、国民皆保険制度が完全	社団法人 鳥取県医師会 (紹介議員) 山 口 享 藤 井 省 三	

福祉生活病院常任委員会・請願

福祉生活病院常任委員会・請願

		に崩壊していくことは明らかである。 われわれは、こうした政策に断固反対するとともに、だれもが等しく医療を受けられる国民皆保険制度を堅持するとともに、引き続き、国民のための医療存続のために取り組んでいきたいと考えている。 ▶請願事項 受診時定額負担導入反対の件について地方自治法第 99 条による意見書を国会及び関係行政庁へ提出すること。		
--	--	--	--	--

福祉生活病院常任委員会・請願

陳 情 一 覧 表

総務教育常任委員会・陳情

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
総 23年－ 13 (23.11.22)	教 育	鳥取西高等学校の耐震改修整備にあたり移転を前提としないことについて	鳥取県立鳥取西高等学校同窓会 外	
総 23年－ 16 (23.11.24)	未 来 づ く 推 進	T P P 参加に向けた関係各国との協議を中止することを求める意見書の提出について	農民運動鳥取県連合会	
総 23年－ 20 (23.11.28)	教 育	教職員を増やし30人以下学級実現を政府に働きかけることについて	鳥取県ゆきとどいた教育をすすめる会 外	
総 23年－ 21 (23.11.28)	教 育	現行の30人学級を維持しその拡大を求めることについて	鳥取県ゆきとどいた教育をすすめる会 外	
総 23年－ 22 (23.11.28)	教 育	校舎の耐震化を進めるための補助制度について	鳥取県ゆきとどいた教育をすすめる会 外	
総 23年－ 23 (23.11.28)	教 育	高校での就学援助制度の創設について	鳥取県ゆきとどいた教育をすすめる会 外	

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

福祉生活病院常任委員会・陳情

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
福 23年ー 14 (23.11.24)	福祉保健	「年金の受給資格期間を10年に短縮すること」を求 める意見書の提出について	全日本年金者組合鳥取県本部	
福 23年ー 15 (23.11.24)	福祉保健	公的年金の改悪に反対する意見書の提出について	全日本年金者組合鳥取県本部	
福 23年ー 17 (23.10.24)	福祉保健	介護保険の充実を求めることについて	日本自治体労働組合総連合鳥取県本部	
福 23年ー 18 (23.11.25)	生活環境	原子力から再生可能エネルギーへの段階的なエネルギ ー源の転換を求める意見書の提出について	反核・平和の火リレー鳥取県実行委員会	
福 23年ー 19 (23.11.25)	危機管理	島根原発1号機・2号機の定期点検後の再稼動見合わ せと3号機の建設凍結を求める意見書の提出について	反核・平和の火リレー鳥取県実行委員会	

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

企画県土警察常任委員会・陳情

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
企 23年ー 24 (23. 11. 28)	企 画	私立高校の授業料助成制度の創設について	鳥取県ゆきとどいた教育をすすめる会 外	

陳情一覧表

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
23 年－ 13 (23.11.22)	教 育	鳥取西高等学校の耐震改修整備にあたり移転を前提としないことについて ▶陳情理由 鳥取西高等学校は、明治 22 年以来 122 年の長きにわたり、鳥取城三の丸跡地に校舎を構え、藩校尚徳館以来の文武併進の校風をもって生徒を育ててきた。この歴史の重みは、単に同窓生にとってのみならず、鳥取の誇りである。 鳥取西高等学校の改築については、「改築の際は現在地での存置」とする陳情が、平成 14 年 9 月県議会で趣旨採択され、それに基づき、県教委は、文化庁や鳥取市との十分な調整を図り、すでに多額の経費と多大な時間をかけて実施設計が完了しているところである。 しかるに、平成 21 年度の第 2 グラウンドの遺構調査結果により「史跡価値が高まった」との説明のみでこれまで積み重ねられてきた改築計画に難色を示す文化庁記念物課佐藤正知主任文化財調査官の姿勢は、誠に遺憾である。また、文化庁記念物課佐藤正知主任文化財調査官は今回の耐震改修整備についても「将来の移転が前提である」という姿勢を示しているが、移転の候補地すら定かでない状況において「移転を前提」にするのは拙速に過ぎるものであり、近年まで県・市ならびに文化庁が進めてきた作業とも全く整合性のないものである。更に「鳥取西高等学校整備のあり方検討会の報告書」にも「移転について異なる二つの意見があったことから、今後文化庁との協議に当たってはこれらの意見を参考にされたい」と明記されており、性急に「将来の移転を前提」とすることは、「報告書」の趣旨に反するものである。 したがって、耐震改修整備は、生徒の安全確保のため、無条件に促進していただくようお願いする。	鳥取県立鳥取西高等学校同窓会 外 1 名	

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

		▶陳情事項 鳥取西高等学校の耐震改修整備については、将来の移転を前提としないこと。		
23 年－ 16 (23.11.24)	未 づ く 推 来 り 進	T P P 参加に向けた関係各国との協議を中止することを求める 意見書の提出について ▶陳情趣旨 野田首相は先に開かれた A P E C 首脳会合の際に「T P P への参加に向けて関係各国との協議に入る」との方針を表明した。アメリカ政府は、日米首脳会談で野田首相が「すべての物品やサービスを貿易自由化のテーブルにのせる」と表明したことを発表した。 野田首相は、このアメリカ政府の発表を否定しながらも訂正さえ要求せず「昨年十一月に政府が決めた『包括的経済連携基本方針』に基づいて進める」として“高いレベルの経済連携をめざす”構えを固持している。 そして何よりも、日米首脳会談では、日本が T P P に参加するために必要なアメリカ議会の承認に向けた二国間の「事前協議」に入ることによって一致し、首相は大統領に協力を要請した。この事前協議は、アメリカ政府の要求を日本が丸呑みせざるを得ない場になる危険が避けられない。 このように、今回の T P P にたいする方針は、T P P 交渉参加を前提にしたものであって、T P P への参加に反対する多くの国民や、これまで議決されている 4 4 道府県議会、市町村議会の 8 割を超える反対ないし慎重な対応をもとめる意思を踏みにじるものである。 これまでの議論を通して、T P P は農業などの第一次産業への壊滅的な影響にとどまらず、医療など国民生活の根幹に影響が及ぶ懸念が広く指摘されているが、政府の説明は「国益を守る」などと抽象的な説明にとどまっている。国民的なコンセンサスもなく、多くの反対世論を無視して参加を強行することは許されないと考える。	農民運動鳥取県連合会	

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

		▶陳情項目 下記事項について地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を政府機関に提出すること。 一、「T P P への参加に向けて関係各国との協議に入る」とした方針を撤回し、T P P 参加に向けた協議を中止すること。		
23 年－ 20 (23.11.28)	教 育	教職員を増やし 30 人以下学級実現を政府に働きかけることについて ▶陳情理由 一人ひとりの子どもたちへゆきとどいた教育を実現することは、子ども、父母、教職員をはじめとするすべての県民の共通の願いである。 ところが、依然として学校現場では、不登校やいじめなど深刻な状況が続いている。 このような状況を変え、子どもたちに確かな学力を保障し、心身ともに健やかに育つ環境を整えるために、特に、30 人以下の少人数学級は、有効な教育条件である。なぜなら、ゆとりのある教室空間とそこから生まれるよい人間関係(児童対児童、児童対教師)やどの子にもゆきとどいた指導を保障することができるからである。 しかし、政府は、30 人以下学級は世界の常識であるにもかかわらず、長い間、少人数学級の教育効果を認めることなく学級編制基準の見直しを放置してきた。それも今年度より、31 年ぶりにようやく学級編制基準の見直し(35 人学級)が行われ、今年度は小学校 1 年生のみ実施された。来年度は小学校 2 年生まで実施される計画である。このままでは、中学校 3 年生までの完全実施までにあと 8 年もかかることになる。学級編制基準の見直しは一步前進とはいえ、これではあまりに悠長な改善である。教育効果のある事業は、早く思い切った施策を講ずるべきである。 ▶陳情事項 教職員を増やし、小・中・高すべての学校で、30 人以下学	鳥取県ゆきとどいた教育をすすめる会	外 1, 740 名

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

		級を直ちに実現するよう政府に働きかけること。		
23 年－ 21 (23.11.28)	教 育	現行の 30 人学級を維持しその拡大を求めることについて ▶陳情理由 国が少人数学級に踏み込まない中、学級編制基準の要件緩和により、全国の自治体では 21 世紀当初から少人数学級を実施するところが出てきた。 鳥取県においては、当時の片山知事の英断によって、2002 年度から 30 人学級が小学校 1・2 年生で導入された。その後の県教育委員会の調査によると、少人数学級は教職員や保護者から高く評価され、その効果が実証されている。そして、今や小学校 1・2 年生、中学校 1 年生における少人数学級は完全に定着したといっても過言ではない。 国は、今年度 1 年生のみ 35 人学級にし、以後、学年進行で 9 年間かけて少人数学級を実施する計画である。これではあまりに遅々たる改善である。イギリスは初等学校 1～2 年生で 30 人学級、ロシアは初等・中等学校で 25 人学級、ドイツは 4 年生まで 24 人学級、アメリカは 3 年生まで 24 人学級と、世界の趨勢は 30 人以下学級である。 鳥取県では、従来通り今年度も小学 1・2 年生は 30 人学級を維持しており評価できる。さらに、これを他の学年へ拡大していくことは本県の教育をより発展させることになり、保護者・教職員に限らず広く県民から歓迎されると確信する。 ▶陳情事項 県独自で小・中学校とも現行の少人数学級を維持し、国の制度を待たず前倒しで少人数学級を拡大すること。	鳥取県ゆきとどいた教育をすすめる会	外 1, 740 名
23 年－ 22 (23.11.28)	教 育	校舎の耐震化を進めるための補助制度について ▶陳情理由 子どもたちにとって、学校が安全で安心して学習できる場であることは最低必要条件である。ところが、鳥取県内でも耐震	鳥取県ゆきとどいた教育をすすめる会	外 1, 740 名

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

		基準以下の危険な校舎が少なからず存在する。中国四川大地震で校舎が多数倒壊した教訓を生かして、日本でも文科省が、大規模な地震により倒壊等の危険性の高い公立小中学校施設の耐震化を加速するよう、県教委を通して各市町村教育委員会へ通知を出している。 しかし、県内小中学校では思うように耐震工事が進んでいない自治体がある。その理由として、各市町村の財源問題がある。そのため、校舎の耐震化が早く進むよう市町村に対する県の側面的支援が必要と考え、陳情する。 ▶陳情事項 学校校舎の耐震化が早急に進むよう、県の補助制度をつくること。		
23 年－ 23 (23.11.28)	教 育	高校での就学援助制度の創設について ▶陳情理由 長引く不況によって県民の家計は苦しくなるばかりである。そのため、貧困と格差は一向に解消されず、むしろ深まっているという状況が生まれている。 そういう中で、授業料を除く高校で必要な教育費は、生徒納付金をはじめ制服代、教材費、部活費用、通学費など年間 24 万円～ 66 万円（文科省調査 平成 20 年度版）にもなり、日本は世界一の高学費と言われている。とりわけ高校生を持つ低所得世帯にとっては、学校教育費が家計に重くのしかかっている。そのため、そうした家庭の生徒はアルバイトをして家計を助けたり、中には学業を断念して中途退学を余儀なくされたりする生徒も出てきている。親の所得によって教育に格差が生まれ、学業を断念したりすることは、教育の機会均等の精神からあってはならないことである。 昨年度から高校授業料の無償化によって、一般的には多少負担が減ったとはいえ、授業料の減免措置を受けていた世帯にとっては恩恵があまりないとも言える。 そこで、授業料無償化に伴って県の財政支出が減った分を低	鳥取県ゆきとどいた教育をすすめる会 外 1, 7 4 0 名	

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

		所得世帯に有効活用するため、要望する。 ▶陳情事項 高校生を対象にした就学援助制度を創設すること。		
--	--	---	--	--

総務教育常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
23 年－ 14 (23.11.24)	福祉保健	「年金の受給資格期間を 10 年に短縮すること」を求める意見書の提出について ▶陳情理由 生活保護受給者が戦後最大の 205 万人になったと厚生労働省が発表した。内訳として、高齢者の受給者がふえたのが大きく影響したと説明された。 働き口がなく、失業つづきのまま、年を取る人はどんどんふえている。 一昨年の政府資料に「今後納付できる 70 才までの期間を納付しても、25 年に満たないため、無年金となる人は 118 万人」というのがある。もし「25 年」が各国なみに「10 年」であれば、無年金にならず、受給額の増加をもとめて納付意欲は高まり、年金財政を豊かにするはずである。 政府・与党は、今年 6 月「一体改革」をつくった。その中の「年金」に関する「改革」内容をみると、一定民意の反映部分もあるが、年金の受給開始年令を 70 才（または 68 才）というのがある。客観的に見て年金財政の内情は、支給年金額を減額せずに支給するとすれば、受給開始年令を延ばさざるを得ない状態にあり、政府寄りの学者からは「80 才」の声もあるほどである。しかしこんなことになれば、たとえ法により強制された制度であっても、保険料納付拒否の大波が起こるのは必定であるし、年金財政の維持も困難となり、「年金崩壊」の危険がある。 こうした状況になった原因は、社会経済情勢の変化に対応せず、独、佛、英などのようにたえず修正をして国民の信頼をつなぎ、保険料の納付意欲を維持、向上させていないからである。 「25 年」を「10 年」に改善すれば、国民の納付意欲は確実に向上し、年金財政を暖めることになる。ただし、いつまでもぐずぐずしてはならず、大至急に修正、実施が求められる。	全日本年金者組合鳥取県本部	

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

		本県の県民所得に占める年金所得の割合は全国でも上位であり、そのことから緊急の重要課題である。 ▶陳情事項 年金制度の維持、改善のため、受給資格期間を 25 年から 10 年に短縮する意見書を国に送付すること。		
23 年－ 15 (23.11.24)	福祉保健	公的年金の改悪に反対する意見書の提出について ▶陳情理由 政府の「税と社会保障の一体改革」は、年金のさらなる改悪を国民に押し付けるものであり、その内容を周知する時間を保証せずに強行することは、許すことのできない暴挙である。 その年金改悪は、2.5 %の「特例水準」を 3 年程度で解消するといい、すでに時効だとする我々の主張を無視し、支給額を引き下げるものである。 その上、マクロ経済スライドを毎年発動し 0.9 %の引き下げを続け、支給開始年齢を 68 才～ 70 才まで引き上げるなど、厳しい高齢者の生活実態を無視した改悪で断じて許せない。 今、高齢者は政府の資料でも単身世帯で年収 50 ～ 100 万円未満が最も多く、150 万円未満が半数以上であり、税や社会保険料の増額で、使える金は減少の一途をたどっている。老齢基礎年金のみの受給者 860 万人の実に 43.9 %は、65 才を待たずに前倒しで減額受給しており、支給開始年齢の引き上げも、年金額の引き下げもできる状況にはない。 そもそも、現在の公的年金の行き詰まりは、10 年以上にわたり労働者・国民に負担を負わせ、グローバル企業を支援してきた政治がもたらした結果であり、その責任を高齢者に転嫁することなどあってはならない。 ▶陳情事項 上記状況を改善するために、下記事項についての意見書を国宛に提出すること。 1. 年金 2.5 %の引き下げ反対、デフレ経済下の「マクロ経	全日本年金者組合鳥取県本部	

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

		済スライド」の発動を止めること。 2. 年金支給開始年令のさらなる引き上げをしないこと。 3. 低年金者への加算は、生活できる十分な額にすること。また無年金者にも給付すること。 4. 受給資格期間を短縮した場合、現在の無年金者にも適用すること。		
23 年－ 17 (23.10.24)	福祉保健	介護保険の充実を求めることについて ▶陳情理由 国民が誰でも安心してうけられるよう介護保険の充実を求める。 ▶陳情事項 1、市町村の介護保険料の値上げをおさえるため、財政安定化基金を取り崩し、活用すること。 市町村への補助金や交付金を増額すること。 2、現行のサービスを切り捨てないように市区町村を支援し、生活支援策を充実すること。 3、介護労働者の労働条件を改善すること。また介護従事者処遇改善交付金の継続を、国にはたらきかけること。 4、国に対し、国庫負担の引き上げを要望すること。	日本自治体労働組合総連合鳥取県本部	
23 年－ 18 (23.11.25)	生活環境	原子力から再生可能エネルギーへの段階的なエネルギー源の転換を求める意見書の提出について ▶陳情理由 2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、死者・行方不明者を合わせるとおよそ二万人という未曾有の大災害となった。震災の犠牲となった方々に深く哀悼の意を捧げるとともに、被災地に暮らす方々に一日も早く平穏な日常がかえってくることを願っている。 放射能の危険性、核の脅威を訴え続けてきた私たちにとっては痛恨の極みであるが、この震災の中で、東京電力福島第一原	反核・平和の火リレー鳥取県実行委員会	

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

	発の事故が起こった。津波により原子炉の冷却機能が失われ、炉心溶融・水素爆発などが発生し、多くの放射性物質が大気・海洋・土壌などに放出された。政府からは、健康への影響が大きい放射性セシウム 137 の放出量は広島原爆の 168 倍に及ぶという報告があった。周辺地域の方々は避難を余儀なくされ帰宅の目途も全く立たないままであり、国内の広範囲で被曝による人体への悪影響が懸念されているとともに、食品や飲料水の安全性も未だ確保されていない状況にある。 原発事故を防ぎきれなかった理由として、「千年に一度の大地震であり、その規模を想定することが出来なかった」ということが言われているが、果たしてそうであろうか。2007 年 7 月に新潟県を中心に甚大な被害を出した中越沖地震の中で起きた東京電力柏崎刈羽原子力発電所の事故においては、火災により黒煙を上げる 3 号機の映像が原発震災の象徴としてテレビ中継され、日本を震撼させた。この時に活断層地震の過小評価、耐震基準の甘さ、原発火災に対する対応の不備があったことがはっきりと露呈され、地震大国日本における原発建設時の想定そのものに問題があることは明らかであった。また、柏崎刈羽原発事故の直後に日本共産党福島県委員会などが東京電力に対しておこなった申し入れの中では巨大津波による機器冷却系喪失の危険性についても指摘があり、福島第一原発での事故は、防ぐことができた人災であるということが明白になっている。 福島で起きたことと同様の事態は、鳥取の地でも明日起こるかもしれないものである。島根県松江市鹿島町にある中国電力島根原子力発電所で事故が発生すれば、その東側に位置する鳥取県に甚大な被害が及ぶことは明らかである。 島根原発の耐震安全性については、かねてから原発の 2 キロメートル南を東西に走る宍道断層の存在が問題となってきた。中国電力は 1981 年の 2 号機増設当初は「活断層はない」としていた。しかしながら、3 号機増設に伴う 1998 年の調査で「8 キロ」の活断層の存在を認め、2004 年には「10 キロ」に修正。さらに、2006 年に広島工業大学の研究チームが新たな活断層を指摘したことを受けて、2008 年 3 月、国に提出した新耐震指針に基づく耐震性再評価の中間報告では「22 キロ」と 3 度	
--	---	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

	目の見直しをした。この見直しにより、従来、「マグニチュード 6.5 以上の地震は起こらない」としていた地震の規模の想定値はマグニチュード 7.1（放出エネルギーで 30 倍超）となり、揺れの大きさを表す基準地振動の値も、従来の最大 2 倍に引き上げられている。大惨事が起きてから「必要性」を認識しても手遅れである。事実、新潟県中越沖地震では、柏崎刈羽原発で想定の 2.5 倍に地震動が観測されたし、福島第一原発ではマグニチュード 7.9 の地震と 5.7 m の津波が想定されていたのに対し、実際にはマグニチュード 9.0 の地震が発生し、15 m にもおよぶ大津波が襲来した。 このような中で、2010 年、島根原子力発電所 1、2 号機の点検漏れが報告された。第一の問題は、123 カ所の点検漏れについての報告は、1 月 16 日の問題発覚後、約二ヶ月半も後のことであったことである。加えて、そのわずか一ヶ月後には、最初の報告の三倍超の 383 カ所の不備が新たに見つかり、点検漏れは合計 506 カ所にも上っている。これを受けて、経済産業省の立ち入り検査が実施されたが、中国電力の安全確保・保守管理のずさんさに対する地域住民の不安と憤りはピークに達している。 そもそも日本は、3つのプレートが陸の上で直接ぶつかり合う地球上で唯一の場所であり、このような場所で、現在の観測データのみから活断層や地震の発生の有無を問うこと自体が無意味である。マグニチュード 7 クラスの地震が起きれば、断層運動により原発を支えている岩盤そのものが破壊される可能性がある。原子炉そのものが破損・崩壊するような地震のもとでは自動停止装置などの耐震装置はまったく無力であり、建造物の耐震基準そのものが意味をもたない。また、福島第一原発のように、原子炉自体が直接破壊されなくても、冷却装置の喪失などが起これば深刻な事態がすすむことも、私たちは痛感した。 そして、核反応は莫大なエネルギーを得られる反面、その反応の激しさも異次元である。核反応がひとたび暴走すれば、人間の技術をもって制御することは不可能である。そして、その恐ろしい破壊力を世界で初めて証明したのは、65 年前に投下された二発の原子爆弾であった。我々はそのあまりにも大きな	
--	--	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

		代償を決して忘れてはいけない。 福島第一原発事故は、原発立地であればどこでも第2のチェルノブイリになるのだという脅威を私たちに知らしめるには充分なものであった。今、島根原発も含めた日本各地の原子力発電所が同じような事態にさらされていることは容易に想像できる。世界一の地震国日本において、電力の安定供給の切り札として原子力発電を押し進める「エネルギー基本計画」には抜本的な見直しが必要であることは明白である。 原発事故はひとたび起きてしまえば、拡散する放射性物質により、広範囲に想像を絶する大惨事を招くことになる。単純な確率論的なリスク評価はまったく意味を持たない。私たちは、島根原発の地震に対する安全性をもう一度問い直し、調査・分析する必要があると考える。中国電力においては、近隣住民はもとより、放射能の危険がおよぶ全ての人々に対して、その安全対策のみならず、危険性を包み隠さず説明し、早急に耐震補強等の対応策を講ずることがなによりの急務であると考えます。特に事故発生時に避難・屋内退去などの対象となる可能性が高い半径30 km圏内に存在する自治体の了解が得られるまでは、島根原発1号機・2号機の運転と3号機の建設を凍結することを求める。 また、二度と福島第一原発事故と同様の事態が起こらぬようにするためには、日本が世界一の地震国であるという避けがたい事実を十分ふまえて、原子力発電を基幹とする国のエネルギー政策そのものの転換が必要であると考えます。 ▶陳情事項 福島第一原発事故と同様の事態を二度と起こさぬよう、日本が世界一の地震国であることを十分にふまえた上で、原子力発電を基幹電源とする「エネルギー基本計画」を見直し、原子力から再生可能エネルギーへと段階的にエネルギー源を転換していくよう求める意見書を国会に提出すること。	
--	--	--	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

23 年－ 19 (23.11.25)	危機管理	島根原発 1 号機・2 号機の定期点検後の再稼働見合わせと 3 号機の建設凍結を求める意見書の提出について ▶陳情理由 2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、死者・行方不明者を合わせるとおよそ二万人という未曾有の大災害となった。震災の犠牲となった方々に深く哀悼の意を捧げるとともに、被災地に暮らす方々に一日も早く平穏な日常がかえってくることを願っている。 放射能の危険性、核の脅威を訴え続けてきた私たちにとっては痛恨の極みであるが、この震災の中で、東京電力福島第一原発の事故が起こった。津波により原子炉の冷却機能が失われ、炉心溶融・水素爆発などが発生し、多くの放射性物質が大気・海洋・土壌などに放出された。政府からは、健康への影響が大きい放射性セシウム 137 の放出量は広島原爆の 168 倍に及ぶという報告があった。周辺地域の方々は避難を余儀なくされ帰宅の目途も全く立たないままであり、国内の広範囲で被曝による人体への悪影響が懸念されているとともに、食品や飲料水の安全性も未だ確保されていない状況にある。 原発事故を防ぎきれなかった理由として、「千年に一度の大震災であり、その規模を想定することが出来なかった」ということが言われているが、果たしてそうであろうか。2007 年 7 月に新潟県を中心に甚大な被害を出した中越沖地震の中で起きた東京電力柏崎刈羽原子力発電所の事故においては、火災により黒煙を上げる 3 号機の映像が原発震災の象徴としてテレビ中継され、日本を震撼させた。この時に活断層地震の過小評価、耐震基準の甘さ、原発火災に対する対応の不備があったことがはっきりと露呈され、地震大国日本における原発建設時の想定そのものに問題があることは明らかであった。また、柏崎刈羽原発事故の直後に日本共産党福島県委員会などが東京電力に対しておこなった申し入れの中では巨大津波による機器冷却系喪失の危険性についても指摘があり、福島第一原発での事故は、防ぐことができた人災であるということが明白になっている。 福島で起きたことと同様の事態は、鳥取の地でも明日起こる	反核・平和の火リレー鳥取県実行委員会
--------------------------------	-------------	---	---------------------------

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

	かもしれないものである。島根県松江市鹿島町にある中国電力島根原子力発電所で事故が発生すれば、その東側に位置する鳥取県に甚大な被害が及ぶことは明らかである。 島根原発の耐震安全性については、かねてから原発の2キロメートル南を東西に走る宍道断層の存在が問題となってきた。中国電力は1981年の2号機増設当初は「活断層はない」としていた。しかしながら、3号機増設に伴う1998年の調査で「8キロ」の活断層の存在を認め、2004年には「10キロ」に修正。さらに、2006年に広島工業大学の研究チームが新たな活断層を指摘したことを受けて、2008年3月、国に提出した新耐震指針に基づく耐震性再評価の中間報告では「22キロ」と3度目の見直しをした。この見直しにより、従来、「マグニチュード6.5以上の地震は起こらない」としていた地震の規模の想定値はマグニチュード7.1（放出エネルギーで30倍超）となり、揺れの大きさを表す基準地振動の値も、従来の最大2倍に引き上げられている。大惨事が起きてから「必要性」を認識しても手遅れである。事実、新潟県中越沖地震では、柏崎刈羽原発で想定の2.5倍に地震動が観測されたし、福島第一原発ではマグニチュード7.9の地震と5.7mの津波が想定されていたのに対し、実際にはマグニチュード9.0の地震が発生し、15mにもおよぶ大津波が襲来した。 このような中で、2010年、島根原子力発電所1、2号機の点検漏れが報告された。第一の問題は、123カ所の点検漏れについての報告は、1月16日の問題発覚後、約二ヶ月半も後のことであったことである。加えて、そのわずか一ヶ月後には、最初の報告の三倍超の383カ所の不備が新たに見つかり、点検漏れは合計506カ所にも上っている。これを受けて、経済産業省の立ち入り検査が実施されたが、中国電力の安全確保・保守管理のずさんさに対する地域住民の不安と憤りはピークに達している。 そもそも日本は、3つのプレートが陸の上で直接ぶつかり合う地球上で唯一の場所であり、このような場所で、現在の観測データのみから活断層や地震の発生の有無を問うこと自体が無意味である。マグニチュード7クラスの地震が起きれば、断層	
--	--	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

		運動により原発を支えている岩盤そのものが破壊される可能性がある。原子炉そのものが破損・崩壊するような地震のもとでは自動停止装置などの耐震装置はまったく無力であり、建造物の耐震基準そのものが意味をもたない。また、福島第一原発のように、原子炉自体が直接破壊されなくても、冷却装置の喪失などが起これば深刻な事態がすすむことも、私たちは痛感した。 そして、核反応は莫大なエネルギーを得られる反面、その反応の激しさも異次元である。核反応がひとたび暴走すれば、人間の技術をもって制御することは不可能である。そして、その恐ろしい破壊力を世界で初めて証明したのは、65 年前に投下された二発の原子爆弾であった。我々はそのあまりにも大きな代償を決して忘れてはいけない。 福島第一原発事故は、原発立地であればどこでも第2のチェルノブイリになるのだという脅威を私たちに知らしめるには充分なものであった。今、島根原発も含めた日本各地の原子力発電所が同じような事態にさらされていることは容易に想像できる。世界一の地震国日本において、電力の安定供給の切り札として原子力発電を押し進める「エネルギー基本計画」には抜本的な見直しが必要であることは明白である。 原発事故はひとたび起きてしまえば、拡散する放射性物質により、広範囲に想像を絶する大惨事を招くことになる。単純な確率論的なリスク評価はまったく意味を持たない。私たちは、島根原発の地震に対する安全性をもう一度問い直し、調査・分析する必要があると考える。中国電力においては、近隣住民はもとより、放射能の危険がおよぶ全ての人々に対して、その安全対策のみならず、危険性を包み隠さず説明し、早急に耐震補強等の対応策を講ずることがなよりの急務であると考えます。 特に事故発生時に避難・屋内退去などの対象となる可能性が高い半径 30 km 圏内に存在する自治体の了解が得られるまでは、島根原発 1 号機・2 号機の運転と 3 号機の建設を凍結することを求める。 また、二度と福島第一原発事故と同様の事態が起こらぬようにするためには、日本が世界一の地震国であるという避けがたい事実を十分ふまえて、原子力発電を基幹とする国のエネルギー	
--	--	---	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

		一政策そのものの転換が必要であるとする。 ▶陳情事項 鳥取県を含めた地域住民の安全確保のために、詳細な検査に基づいて周辺住民に対する結果報告・安全対策に関する説明を行い、鳥取県西部の米子市・境港市も含めた周辺自治体の了解を得られるまで、島根原発1号機・2号機の定期点検後の再稼動を見合わせるとともに3号機の建設を凍結するよう中国電力へ指導することを求める旨の意見書を経済産業省に提出すること。		
--	--	--	--	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

企画県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
23 年ー 24 (23. 11.28)	企 画	私立高校の授業料助成制度の創設について ▶陳情理由 県内でも経済格差の広がりによって、経済的困難を抱える家庭が増えている。特に、私立高校に子どもを通わせる家庭にとって、その学費は大きな負担となっている。 生徒納付金が県内公立高校では年平均約 16 万円に対し県内私立高校では年約 45 万円と、大きな格差がある。公立高校の授業料無償化に伴って、私学へは就学支援金という形で助成措置がなされているが、決して十分ではなく、授業料を除く納付金の公私の格差は約 17 万～29 万円と依然大きな開きがある。そのため、国の措置だけではなく、県独自の助成制度が必要と考える。 高校での教育を希望する生徒たちが経済的理由によって、その希望を断念させられることのないよう、また、県内すべての生徒たちに高校教育の機会を保障するために、要望する。 ▶陳情事項 私立高校の学費負担を軽減するために、県独自の授業料助成制度を創ること。	鳥取県ゆきとどいた教育をすすめる会 外1, 740名	

企画県土警察常任委員会・陳情

